

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

2019年5月29日

奈良県総合リハビリテーションセンター  
院長 川手 健 次

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県総合リハビリテーションセンター 消防用設備等点検業務委託一式

なお、本公告で使用する、奈良県総合リハビリテーションセンターには地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合リハビリテーションセンター、社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター、県営福祉パーク、奈良県教育研究所特別支援教育部及び奈良県身体障害者・知的障害者更生相談所、奈良県発達障害者支援センターを含みます。

2 業務内容の仕様

入札説明書及び仕様書のとおりとします。

3 委託期間

2019年6月21日～2022年3月31日

4 履行場所

奈良県磯城郡田原本町大字多 722 番地 奈良県総合リハビリテーションセンター構内

5 入札方法

入札は、年額（消費税及び地方消費税を除く。）で行います。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1 から4 までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1 契約能力があり、財務状況が健全であること。

2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

3 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目がQ1「建物管理」で登録している者であって、主な業務内容に消防設備の保守管理が含まれている者であること。

又は、奈良県総合リハビリテーションセンターにおいて、直近3年間に消防用設備等点検業務のいずれかの履行実績（直接・間接を問わない。）があること。

- 4 直近3年間に、100床以上の奈良県内の病院で、消防用設備等点検業務を元請けとして、1年間以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

### 第3 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書・仕様書の交付場所・期間及び問い合わせ先  
〒636-0393 磯城郡田原本町大字多722  
奈良県総合リハビリテーションセンター 総務課管理係  
電話番号（代表） 0744-32-0200  
入札説明書・仕様書の交付期間は、公告日から6月5日（水）午後5時まで

- 2 入札説明会の日時及び場所  
入札説明会は実施しません。

- 3 入開札の日時及び場所  
2019年6月17日（月）午前10時00分  
奈良県総合リハビリテーションセンター 2階会議室

### 第4 その他

- 1 入札保証金  
免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条の定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

- 2 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条ただし書の規定（保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体または独立行政法人と同等と認める契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等）に該当する場合は免除します。

- 3 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」といいます。）を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、奈良県総合リハビリテーションセンター院長から、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

## 5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

## 6 契約書作成の要否

要します。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当

該者と契約を締結したとき。

(7)この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、奈良県総合リハビリテーションセンターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 9 契約の解除

契約締結後、契約者について上記8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県総合リハビリテーションセンターに報告せず若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。